

# 令和8年度 日光市一般廃棄物処理実施計画

## I ごみ処理実施計画

- 1 計画区域 日光市全域
- 2 計画期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日
- 3 計画人口

(単位:世帯・人)

	日光市	今市地域	日光地域	藤原地域	足尾地域	栗山地域
世帯数	36,618	25,357	5,486	4,440	782	553
人口	74,457	54,411	10,449	7,504	1,212	881

※令和7年10月1日現在 住民基本台帳

### 4 一般廃棄物(ごみ)の計画排出量

(単位:t/年)

区 分	年間排出量	一般廃棄物	
		家庭系	事業系
可燃ごみ	22,459	14,533	7,926
不燃ごみ	1,049	776	273
粗大ごみ	195	195	—
資源物	2,983	2,864	119
びん	722	694	28
缶・ペットボトル	550	481	69
古紙・古布	1,711	1,689	22
白色トレイ	0.1	0.1	—
家庭系廃食用油	4.0	4.0	—
集団回収	360	360	—
計	27,046	18,728	8,318
動物の死体	648 体	—	—

## 5 ごみ処理実施計画

### (1) 排出抑制・資源化計画に係る役割分担

市民の取り組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>・廃棄物の分別区分を理解し、排出抑制・減量に協力する。</li> <li>・家庭ごみ有料化制度を理解し、燃えるごみは指定ごみ袋で排出を行う。</li> <li>・雑がみの分別促進や再生資源の集団回収など、廃棄物の減量・資源化に協力する。</li> <li>・生ごみの水切りの徹底や生ごみ処理機の活用、食品ロスを減らす工夫など、廃棄物の排出を抑制する。</li> <li>・マイバッグ等を積極的に使用し、レジ袋を辞退するとともに簡易包装の商品の購入に努める。</li> <li>・詰替え商品やリターナブル容器の使用、レンタルやリース、修理の利用など使い捨て生活を改善する。</li> <li>・ごみ出しルールの周知やごみの散乱防止、収集後の清掃などステーション利用者相互の管理を促進すること。</li> </ul>
事業者の取り組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>・廃棄物の減量を図るための従業員等に対する研修会等を実施し、事業活動によって生じた廃棄物の適正排出に努め、分別・資源化に取り組む。</li> <li>・牛乳パック・トレイ・ペットボトル・缶・びん等の資源物回収ボックスを設置し、積極的にリサイクルを推進する。</li> <li>・レジ袋の削減や簡易包装等を実施PRし、廃棄物の排出抑制を図る。</li> <li>・排出されたごみについて、排出者としての責任を持つ。</li> <li>・行政の行うごみ減量・資源化施策に積極的に協力する。</li> <li>・食品廃棄物の無駄を出さないように努める。</li> </ul>
行政の取り組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭ごみ有料化制度について、排出状況、分別状況、ごみの組成調査を行い、検証を行う。</li> <li>・事業系ごみの減量化について、多量排出事業者への減量指導、事業系ごみ処理手数料の検証、事業系ごみの排出抑制、分別促進の周知啓発を行う。</li> <li>・ごみ減量化施策推進のための調査、研究を行う。</li> <li>・生ごみ処理機「電動式(機械式)・コンポスト式」の普及拡大を図る。</li> <li>・食品ロスの削減に向けて、実効的な施策及び普及啓発の実施に努める。</li> <li>・廃棄物の現状や適正排出等を周知徹底するため、広報紙等の掲載を行う。</li> </ul>

(2) 一般廃棄物の範囲

① 市で収集又は処理できる廃棄物

種類	取扱い基準
可燃ごみ	生ごみ、紙くず、草、繊維くず、プラスチック類 ※資源物及び粗大ごみ以外の燃えるごみ
不燃ごみ	金属類、ガラス類、陶磁器類など 有害ごみ(乾電池、蛍光灯、水銀体温計) ※資源物及び粗大ごみ以外の燃えないごみ
資源物	<ul style="list-style-type: none"> <li>・缶 【スチール・アルミ】</li> <li>・びん 【無色・茶色・その他の色】</li> <li>・ペットボトル</li> <li>・古紙 新聞紙【チラシ含む】 雑誌【雑がみ含む】 ダンボール 紙パック</li> <li>・衣類・古布類</li> <li>・食品白色トレイ</li> <li>・小型家電</li> <li>・家庭系廃食用油</li> <li>・使用済みインクカートリッジ</li> </ul>
粗大ごみ	寝具、家具、自転車、畳など ※縦、横、高さのいずれか1辺が 60 cm以上、又は重量が 10 kg以上のもの
家電リサイクル対象物	特定家庭用機器再商品化法施行令第1条各号に掲げる機械器具 (エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機) ※電気小売店等で引き取りできないものに限る(有料)

## ②市で収集及び処理できない廃棄物

有害性のあるもの	バッテリー、農薬等
危険性・引火性のあるもの	ガスボンベ、消火器、灯油、ガソリン、塗料等
市の施設で処理できないもの	タイヤ、モーター類、耐火金庫、コンクリート製品、ドラム缶、農業資材、建築廃材、自動車、自動二輪車等

## (3)収集運搬計画

### ①家庭系一般廃棄物(一般家庭の日常生活により生じた廃棄物)

- ア 家庭系一般廃棄物は、収集運搬する一般廃棄物の区分、方法に従い、定期的に収集運搬し、日光市クリーンセンター(可燃ごみ)、日光市リサイクルセンター(不燃ごみ、資源物)に搬入する。
- イ 特定家庭用機器再商品化法施行令第1条各号に掲げる機械器具(エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機)は、ステーション回収をしない。排出者は、家電小売業者又は専門業者に収集運搬を依頼するものとし、当該事業者が受入できない場合に限り、同施行令及び条例の規定に基づきリサイクルセンターで受入する。
- ウ 使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律に基づき、使用済小型電子機器等を収集する。ただし、ステーション回収するものは、不燃ごみとして収集できる大きさのものとする。

### ②事業系一般廃棄物(産業廃棄物を除く事業活動により生じる廃棄物)

- ア 事業系一般廃棄物は、事業者自らの責任において、次の方法により適正に処理することとする。  
また、日光市クリーンセンター、日光市リサイクルセンターに搬入する場合は、受入基準に従うものとする。
- 事業者が自ら運搬し、市の指定する一般廃棄物処理施設に搬入する。
- 日光市長が許可した一般廃棄物処理業(収集運搬業)許可業者に収集運搬を委託する。

### ③一般廃棄物収集運搬業の許可

一般廃棄物の収集運搬については安定かつ円滑に遂行されており、ごみ排出量も人口減少及びごみ減量化の取り組みにより減少すると予測されることから、当面の間、新たな許可は原則認めないこととする。

## (4) 収集運搬実施計画

(単位:t/年)

項目		収集回数	収集運搬 主体方法	収集量	直接 搬入量	搬入先
可燃ごみ	紙くず・生ごみ・ プラスチック類他	2回/週	委託 (ステーション)	20,238	2,221	日光市クリーンセンター
不燃ごみ	小型家電製品・ 金属、ガラス類他	1回/月		809	240	日光市リサイクルセンター
資源物	びん	2回/月		547	175	
	缶・ペットボトル		444	106		
	古紙・古布	随時	1,580	131	リサイクル業者	
	白色トレイ		0.1	-	日光市リサイクルセンター	
	家庭系廃食用油		4.0	-	リサイクル業者	
粗大ごみ		随時	戸別収集 (有料)	57	138	日光市リサイクルセンター
動物死体		随時	委託 (回収)	648体	-	日光市クリーンセンター

## 6 中間処理計画

### (1) 中間処理計画

施設	処理		搬入廃棄物	処理方法
日光市クリーンセンター	中間処理	可燃ごみ	可燃ごみ 破砕可燃ごみ	可燃ごみ及び破砕可燃ごみを焼却処理
日光市リサイクルセンター	中間処理	破砕処理	不燃ごみ 粗大ごみ	不燃ごみ及び粗大ごみを破砕処理
		資源化処理	缶 ペットボトル	選別機で、スチール、アルミ、ペットボトルに選別・圧縮梱包
			びん	手選別により、無色、茶色、その他の色、生びんに選別し、生びん以外はカレット処理
		破砕後資源物	破砕処理後、鉄、アルミに選別	
	直接資源化	新聞・雑誌・ダンボール・紙パック・白色トレイ・古布	収集委託業者が問屋に搬入	
		小型家電	認定事業者引き渡し	
	破砕不適物処理	破砕不適物	専門業者に処理を委託	

### (2) 中間処理施設

施設名称	所在地	施設区分	型式	処理能力	建設年度
日光市 クリーンセンター	千本木 945-1	焼却施設	シャフト式 ガス化溶融炉	135t/日	平成 22 年度
日光市 リサイクルセンター	町谷 809-2	不燃・粗大ごみ 処理施設	破砕・4 選別※	7t/5h	令和4年度
日光市 リサイクルセンター	町谷 809-2	資源物処理施設	手選別 圧縮減容方式	10t/5h	平成 26 年度

※磁性物・アルミ・不燃物・可燃物

(3) 他市町村での中間処理

他市町村に所在する廃棄物処理施設において日光市のごみを中間処理する際には、受入れ先の市町村と事前協議のうえ、処分することとする。

7 最終処分計画

(1) 最終処分量及び処分先

(単位:t/年)

処分方法	施設名	処分物	処分量	処理主体	処分先 (委託先)
埋立処理	日光市 クリーンセンター	焼却灰 (溶融飛灰等)	780	市 (委託)	株式会社ウイズウェストジャパン 管理型最終処分場 (青森県三戸町・群馬県沼田市)
	日光市 リサイクルセンター	不燃性残渣	420	市 (委託)	株式会社ウイズウェストジャパン 管理型最終処分場 (青森県三戸町・群馬県沼田市)

(2) 最終処分場の概要

施設名称	所在地	埋立地面積	全体容量	残余容量	埋立 対象物	埋立 期間
日光市 一般廃棄物最 終処分場	町谷 809-2	6,680 m <sup>2</sup>	65,900 m <sup>3</sup>	0 m <sup>3</sup> (R8.3 現在)	不燃性残渣	H2. 4 ～ R7.12
株式会社ウイズ ウェスト 三戸ウエスト パーク	青森県三戸郡 三戸町大字斗 内字立花 49 番 1 外	83,200 m <sup>2</sup>	1,664,000 m <sup>3</sup>	627,510 m <sup>3</sup> (R8.2 現在)	焼却灰 (溶融飛灰等) 不燃性残渣	R8. 4 ～ R8. 9
株式会社ウイズ ウェスト 沼田ウエスト パーク	群馬県沼田市 佐山町字長萱 1998 番地 71 外 113 筆	72,396 m <sup>2</sup>	1,485,000 m <sup>3</sup>	1,485,000 m <sup>3</sup>	焼却灰 (溶融飛灰等) 不燃性残渣	R8.10 ～ R9.3

## 8 他市町村のごみ処理

### (1) 民間処理施設での処理

他市町村が排出したごみの処理については、事前協議により、民間処理施設の処理能力の範囲内で日光市が合意し、生活環境の保全と公害及び事故を未然に防ぐための三者間協定を締結するものとする。

### (2) 民間処理施設の概要

所在地	日光市猪倉
取扱品目	木くず
処理能力	316t／日
処理方法	破砕

所在地	日光市町谷
取扱品目	焼却灰、溶融スラグ
処理能力	263 m <sup>3</sup> ／日
処理方法	破砕・固形化による再生砕石化

所在地	日光市猪倉
取扱品目	木くず、紙くず、動植物性残渣、食品廃棄物、粉末消化剤、野菜残渣、汚泥
処理能力	92 m <sup>3</sup> ／日
処理方法	堆肥化

## II 生活排水処理実施計画

1 計画区域 日光市全域

2 計画期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

3 計画人口 (単位:人)

計画処理区域内人口	74,870
水洗化・生活雑排水処理人口	67,214
公共下水道	50,659
その他の集合処理	1,835
合併処理浄化槽	14,720
水洗化・生活雑排水未処理人口	7,656
単独処理浄化槽	1,914
非水洗化人口(し尿くみ取り)	5,742
生活排水処理率(%)	89.8

### 4 し尿・浄化槽汚泥処理計画

#### (1) 収集・運搬計画

計画区域内で発生するし尿、浄化槽汚泥は、日光市し尿処理場「環境センター」で全量処理し、し尿、浄化槽汚泥は廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条及び浄化槽法第35条の許可を受けた一般廃棄物収集運搬事業者によって収集・運搬するものとする。

なお、日光市のし尿・浄化槽汚泥の処理は安定かつ円滑に遂行されており、し尿及び浄化槽汚泥量についても、平成30年3月に策定した「日光市一般廃棄物処理基本計画」において、計画区域内人口の減少及び下水道の整備等により、減少すると予測されることから、し尿、浄化槽汚泥の収集・運搬を効率的、安定的に処理していくため新たな許可は認めないこととする。

#### (2) 収集運搬実施計画

(単位:t/年)

区分	収集運搬主体	収集量	収集頻度	搬入先
し尿	市(委託)	2,725	定期又は申込の都度	日光市し尿処理場 環境センター
浄化槽汚泥	許可業者	11,058	浄化槽清掃実施の都度	
収集量合計	—	13,783	—	

(3) 中間処理・最終処分計画

(単位:t/年)

し尿・浄化槽汚泥処理			し尿処理場から発生する余剰物の処理			
中間処理			中間処理			最終処分
区分	処理量	処理施設	処分物	処理量	処理方法	
し尿	2,725	日光市し尿処理場 環境センター	し渣	50	【焼却(市直営)】 日光市 クリーンセンター	(株)ウイズウェストジャパン 青森県三戸町 群馬県沼田市 一般廃棄物最終処分場
浄化槽汚泥	11,058		脱水汚泥	540	【焼却(市直営)】 日光市 クリーンセンター	(株)ウイズウェストジャパン 青森県三戸町 群馬県沼田市 一般廃棄物最終処分場
			沈砂物等汚泥	100	【焼却(委託)】 株式会社カツタ (茨城県 ひたちなか市)	新和企業(有) 茨城県北茨城市 一般廃棄物最終処分場
処理量合計	13,783		発生汚泥計	690		

(4) 処理施設の概要

し尿・浄化槽汚泥処理施設

施設名称	所在地	型式	処理能力	建設年度
日光市し尿処理場 環境センター	町谷 1801-2	循環曝気方式	82kl/日	平成5年7月